

笛吹市過疎地域持続的発展計画（案）に対する パブリックコメントの募集について

1 目的

令和3年4月1日から新たな過疎法となる過疎地域持続的発展支援特別措置法が施行されました。本市芦川町区域は、これまで同様、新法においても過疎地域の要件を満たすため、昨年度末で終期を迎えた「笛吹市過疎地域自立促進計画」に替えて、新たに計画期間を令和3年度から5年間とする「笛吹市過疎地域持続的発展計画」を策定し、国の財政支援を活用しながら、過疎対策事業を展開していくことで、当該区域の持続的な発展を目指すこととしました。

ついては、「笛吹市過疎地域持続的発展計画(案)」を取りまとめましたので、今後の計画策定の参考とするため、広く皆様の御意見・御要望をお伺いいたします。

2 意見募集期間

令和3年7月20日（火）～令和3年8月6日（金）

※上記期間、笛吹市ホームページで閲覧できます。

また、上記期間において、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までの時間帯に、笛吹市役所総合政策部政策課又は芦川支所地域住民担当で閲覧できます。

3 提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

住所、氏名、電話番号は必ず記入してください。電話ではお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、「pubc-seisaku@city.fuefuki.lg.jp」宛にメールに添付し、送信してください。

(2) ファクシミリの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、FAX 番号（055-262-4115）に送信してください。

(3) 郵送の場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、〒406-8510 笛吹市石和町市部777 笛吹市役所政策課政策推進担当まで郵送してください。

(4) 窓口来庁の場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、笛吹市役所本館2階、政策課政策推進担当又は芦川支所地域住民担当まで提出してください。

4 御意見等の取り扱い

提出された御意見等については、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する市の考え方とともに笛吹市ホームページで公開します。

なお、住所・氏名等の個人に関する情報は公開しないことはもとより、ほかの目的で使用することは一切ありません。

5 問い合わせ先

笛吹市役所 総合政策部 政策課 政策推進担当

電話 055-262-4111(内 214)